

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十三号

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「又は財団法人日本環境整備教育センター」を「又は公益財団法人日本環境整備教育センター」に改める。

第十九条の見出しを「（書類の提出先）」に改め、同条中「提出部数及び」を削る。
別表を次のように改める。

別表（第十九条関係）

提出書類	提出先
浄化槽保守点検業者登録申請書又は更新の登録申請書（別記様式第一号）	が主たる営業所とする区域の事務所
浄化槽保守点検業者変更の登録申請書（別記様式第七号）	厚生の環境事務所
浄化槽保守点検業者登録申請書の記載事項変更届出書（別記様式第八号）	厚生の環境事務所
浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書又は再交付申請書（別記様式第九号）	は当該支店、場合、島の営業所、広島の営業所、環境事務所
浄化槽保守点検業務の廃業等届出書（別記様式第十号）	みぎの環境事務所
浄化槽保守点検業務の受託状況及び実施状況報告書（別記様式第十四号及び第十五号）	広島県環境事務所
浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付請求書（別記様式第四号）	環境社会課、環境事務所
浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧請求書（別記様式第五号）	環境社会課、環境事務所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。